

## 審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：質屋営業法
根 抱 条 項：第2条第1項
処 分 の 概 要：質屋の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第3条第1項（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第2条、第3条（質屋の許可の申請）、第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>質屋営業法第3条第1項各号の欠格要件には該当しない、自ら管理しないで営業所を設ける場合に管理者を置いているなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待することができるときに許可する。</p>
標 準 处 理 期 間：50日
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：質屋営業法
根 抱 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：営業所の移転の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第3条第1項第11号（許可の基準）、第7条（保管設備） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第4条第1項、第2項、第2条第5項（営業所の移転の許可申請）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>営業所の移転が質置主の保護の観点から不適当ではなく、かつ、移転先の営業所において使用する保管設備が公安委員会が定める基準を満たしているときに許可する。</p>
標 準 处 理 期 間：25日
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、申請する移転先を管轄する警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：質屋営業法
根 抱 条 項：第4条第1項
処 分 の 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>質屋営業法第3条第1項第1号から第7号まで、第9号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続）、第3条の2（心身の故障により業務を適正に行うことができない者）、第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）</p>
<p>審 査 基 準：</p> <p>新たに管理者としようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第7号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。</p>
標 準 处 理 期 間：25日
<p>申 請 先：</p> <p>申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考：

## 審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 抱 条 項 : 第 8 条第 2 項 (第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者 (委任先) : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
質屋営業法第 4 条第 2 項 (営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第 1 条 (申請及び届出の一般的手続)、第 12 条 (許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 14 日
申 請 先 :
申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課 (係) 窓口に提出してください。
問い合わせ先 : 生活安全部生活企画課営業係 (電話 0742-23-0110)
備 考 :

## 審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 抱 条 項 : 第 8 条第 4 項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
法 令 の 定 め :
質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 14 条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準 :
標準処理期間 : 14 日
申 請 先 :
申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。
問い合わせ先 : 生活安全部生活企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

## 審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 抱 条 項 : 第 28 条第 3 項第 1 号
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為者の承認
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <p>質屋営業法第 4 条第 3 項（営業内容の変更）、第 9 条第 2 項（許可証の返納）、第 28 条第 6 項（質置主の保護）</p> <p>質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 10 条（死亡の届出）、第 14 条の 2（許可証の返納）</p>
<p>審 査 基 準 :</p> <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う者が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる者であるときに承認する。</p>
標準処理期間 : 25 日
<p>申 請 先 :</p> <p>申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問い合わせ先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :

## 審 査 基 準

平成 20 年 7 月 1 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 抱 条 項 : 第 28 条第 5 項
処 分 の 概 要 : 質契約の終了行為を行う場所の承認
原権者（委任先） : 奈良県公安委員会
<p>法 令 の 定 め :</p> <p>質屋営業法第 4 条第 2 項、第 3 項（営業内容の変更）、第 9 条（許可証の返納）、第 28 条第 1 項、第 2 項、第 3 項（質置主の保護）</p> <p>質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続）、第 6 条（廃業の届出）、第 10 条（死亡の届出）、第 14 条の 2（許可証の返納）</p>
<p>審 査 基 準 :</p> <p>質契約を終了させるために必要な行為を行う場所が、質置主の保護の観点から不適当でないと認められる場所であるときに承認する。</p>
標 準 処 理 期 間 : 25 日
<p>申 請 先 :</p> <p>申請書は、交付を受けた警察署の生活安全課（係）窓口に提出してください。</p>
問 い 合 わ せ 先 : 生活安全部生活安全企画課営業係（電話 0742-23-0110）
備 考 :